

「都市農業経営パワーアップ事業」の概要



事業対象

- 【対象者】**
5年後を目標とした農業経営計画(パワーアップ計画)を策定した農業者※を集中的に支援
(※認定農業者、営農意欲が高く農業収入が300万円以上の農業者等)
- 【対象地域】**
「都市的地域」(生産緑地を中心とした市街化区域及びその周辺)
- 【実施主体】**
区市町、JA、農業法人や3戸以上の農家で構成する営農集団、特認経営体(特に知事が認める3戸未満の個別経営体等。原則、認定農業者) 等

事業費等

- 【補助率】**
事業費の1/2以内
- 【事業費】**
上限事業費は10,000万円
最低事業費は500万円 ただし、特認経営体は200万円
実施主体が行うソフト事業は、事業費の10%以内(上限 300万円)
- 【事業実施期間】**
単年度事業として実施(ソフトのみの実施は対象外)



例示1 生産力・効率向上施設

生産力を向上するための施設や、品質を向上し、付加価値の高い農畜産物を生産し、都民に供給するための施設

(生産性を高めるための栽培施設、トマトなどの樽栽培、自動給餌システム 等)



▲イチゴ高設栽培施設

▲樽栽培システム

例示2 流通販売促進施設

直売所やJA配送拠点など、効率的な販売・流通を促進し、集客力・販売力をアップするための施設

(農畜産物直売所、流通拠点、インショップ、アンテナショップ、移動販売 等)



▲農畜産物直売所

▲地域の核となる流通拠点

例示3 体験ふれあい交流施設

都民と農業を通じた交流を深め、都市農業への理解を図りながら、農業経営を向上するための施設

(体験農園、観光農園、都民との農業交流施設等)



▲農業体験農園

▲観光摘み取り農園

例示4 省エネ環境配慮施設

省エネや環境に配慮した農畜産物を生産し、都民に供給するための施設

(省エネ施設、減農薬栽培施設、太陽光発電導入、LED電照施設、省力化技術・機械などの新技術導入 等)



▲減農薬栽培施設

▲ヒートポンプ設置施設

生産基盤整備

施設等と一体的に行う簡易な生産基盤整備
(防災兼用農業用井戸、土留工、防葉ネット、客土等)

※ 防災兼用農業用井戸の設置は、一定の要件を満たせば単体設置が可能



▲防災兼用農業用井戸

▲土壌流出を防ぐ土留工

事業推進指導体制

- 【推進協議会の開催】**
- 東京都、東京都農業会議、区市町、農業関係団体や経営コンサルタント、消費者の代表で構成
 - 実施予定事業の審査、実施事業の確認、事業の評価等を実施
- 【地域支援チームの設置】**
- 東京都農業振興事務所・区市町・JA・農業改良普及センターの担当で構成
 - 事業ごとに事業計画の策定から事業実施後のフォローアップまでを一貫して支援

